

富山市都市交通協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、富山市都市交通協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について所掌するものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく、地域公共交通計画の策定及び、変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の進捗及び、評価に関する事項
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、条例別表に掲げる委員の定数の範囲で組織する。

2 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 富山市
- (2) 国土交通省
- (3) 富山県
- (4) 交通事業者等
- (5) 公安委員会
- (6) 学識経験者
- (7) 有識者
- (8) 第1条の目的達成のために必要な者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長は、委員の中から会長代理を指名する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長代理がその業務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者に協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ、会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができず、その議事において議決を

要する事項については、特別の定めがある場合を除くほか、出席委員の過半数をもって決することとする。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、会議の一部又は全部を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、その限りにより非公開で行うものとする。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、必要に応じ会長が召集し、会長が指名する者をもって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するための事務局は、富山市活力都市創造部交通政策課に置く。

(細 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年6月24日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年2月22日から施行する。
- 8 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(富山市都市交通協議会設置要綱の廃止)
- 11 富山市都市交通協議会設置要綱(平成19年11月12日制定)は、廃止する。